

4月1日から

『大崎町ポイ捨て等防止条例』が施行されます。

平成21年12月議会において、『大崎町ポイ捨て等防止条例』が可決されました。
この条例は、ポイ捨て及び飼い犬のふん等の放置の防止について必要な事項を定め、清潔で美しいまちづくりを推進し、町民の快適な生活環境を保持することを目的として制定されました。

条例の主な内容等

- ① 町民等は、空き缶等を、ポイ捨てしてはならない。
 - ・町民等……町内に居住、滞在、通勤、通学する人。町内を来訪、通過する人。
 - ・空き缶等……飲食物等の缶、瓶、ペットボトル、その他の容器、たばこの吸殻、チューインガムの噛みかす、紙くず、レジ袋、その他これらに類する物。
 - ・ポイ捨て……空き缶等を回収容器、またはごみ箱等の定められた物、または場所以外に捨てること。
- ② 町民等は、公共の場所及び他人の土地に、飼い犬のふん等を放置してはならない。
 - ・公共の場所……公園、広場、道路、河川、海岸、その他町民等が自由に利用できる場所。
- ③ 町民等は、公共の場所においては歩行中に喫煙しないように努め、喫煙するときは、備え付けの灰皿又は携帯用の吸殻入れを使用して、吸殻を適正に処理しなければならない。

と定めています。

①と②の規定に違反した人に対して、町長から委嘱された環境指導員が、原状回復等の指導を行い、これに従わなかった場合、町長が命令を行いますが、さらに、これに従わなかった場合には、5万円以下の過料に処せられます。

※ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と定められ、この法律に違反すると「5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」となっています。

特に悪質と認められる不法投棄に対しては、法律の適用を受けることになります。



この『ごみ』!! 皆さん、どう思いますか?